

小平市教育委員会会議録（甲）

— 1 1 月 定 例 会 —

平成26年11月21日（金）

平成26年11月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成26年11月21日（金） 午後2時00分～午後3時49分

開催場所 505会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

志村安 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会11月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は三町委員及び私、森井でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）及び、議案第47号から第49号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （教育長報告事項）

#### ○森井委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）平成27年度予算編成方針について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（1）平成27年度予算編成方針についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

このたび、市長から平成27年度予算編成方針が示されました。

平成27年度に向けた小平市の課題として、「引き続き、安心・安全なまちづくり、健康増進、子育て、及び教育環境の整備を進めるとともに、安全な都市空間をつくりあげること」、「公共施設のあり方について、これからの時代に必要性の高い公共施設のサービスを、将来にわたり持続可能なものとするため、公共施設に関する大きな方針を定める必要があること」などを挙げております。

また、小平市の財政事情といたしましては、「このところの景気回復傾向を受けて、税収が伸びているが、市税の増収は、一方で、地方交付税の減という形で影響してくること」、「伸び続けている民生費関連を中心とした経常的経費の増加により、新規事業の実施に要する財源確保は困難な状況にあること」としております。

このような中で、平成27年度の予算編成は、「小平市第2次行財政再構築プランの『第2次改革推進プログラム』の最終年度に当たることから、これを着実に推進すること」、「将来にわたり施策展開を支えることができるよう財政基盤の強化に努めながら、選択と集中により、必要な施策には積極的に取り組むこと」として、6項目の方針が示されました。

また、参考資料として「小平市の財政状況」を添付してございますので、ご覧ください。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて平成27年度予算編成作業を進めております。今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

では、教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

平成26年11月20日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で1校、1学級、中学校の臨時休業はございません。

各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

では、教育長報告事項（3）なかまちテラスについて。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（3）なかまちテラスについてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

仲町公民館・仲町図書館の建替えにつきましては、これまで「仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針」に基づきまして進めてまいりました。

方針策定後4年が経過し、事業の具体化が進み、周辺状況にも変化があらわれ、複合施設であることに加え、地域資源としての活用に期待が高まってまいりました。このため、昨年度、部間連携会議を設置し、事業化を進めてまいりました。

ここで、生涯学習の振興と地域活性化の両面から、なかまちテラスに関連する事業の組み立てを整理し、全体像を示すことといたしました。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

## ○湯沢中央図書館長

それでは、資料No.3に沿って説明いたします。

なお、資料の最後のページに、関連資料等の一覧を図にし、添付しておりますので、ご参照ください。

大きくは3つの部分から構成されております。

1 ページから3 ページまでは関連する事業の効果、取組の主体、事業の客体、実施時期について示しております。

4 ページには事業の全体像、5 ページからは各事業の概要を記載しております。

はじめに関連事業についてですが、生涯学習の拠点であるとともに、著名な妹島和世氏の設計による建築を生かして、地域活性化を図るという両面性を踏まえて、なかまちテラスについての関連事業の考え方をまとめております。

1 ページ中段をご覧ください。

1 の関連事業の(1)の目指す効果といたしましては、まず①生涯学習の振興がそもそもの大きな目的の一つでございます。「小平市教育振興基本計画」や「建替えの基本方針」に記述されてあり、公民館と図書館の連携、学習成果の地域還元、利用者の主体性を尊重した学習活動の展開が期待されますとしております。

2 ページをお開きください。

地域の活性化についてとして、「中期的な施策の取組方針」における記述内容を引用しながらも、「小平市観光まちづくり振興プラン」に示した効果に向けて機能することが期待されるとしております。

次に、(2)取組の主体についてです。生涯学習の振興においても、地域の活性化においても、市民の主体的な取組が重要であり、LiNKsプロジェクトなどでは、既に多くの方々の参加があり、アイデア出しとともに活動の担い手となっております。他方、なかまちテラスの価値を最大限に発揮するためには、協働による取組が欠かせないものと考えております。

このように、なかまちテラスに係る取組は、多様な主体により支えられているものと考えております。

次に、3 ページになります。

(3) 事業の客体についてです。取組の客体につきましては、大きくいえば、①公民館及び図書館を利用される地域の方々である従来からのユーザー。②今後、新たな可能性を求めて、なかまちテラスに関わりを持つ新規のユーザー。③建物を見に訪れる来館者の3つに区分することができるものと捉えております。事業によりましては、対象は複合するものもございます。

(4) 実施時期についてです。大別いたしまして、オープン前後の短期的取組と、その後、中長期的に実施する継続的取組に分けられます。

4 ページをお開きください。

2、事業の全体像で述べました効果を施策分野に分け、個別事業として示しております。施策分野を7つの項目に分け、さらに、それらについての個別事業をまとめております。

5 ページをご覧ください。

3、事業の概要についてです。個別の事業について、期待される効果、そして※に「仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針」、「小平市観光まちづくり振興プラン」の関連する項目を記載しております。

はじめに（1）施設運営、①開館時間拡大の試行についてです。

アとして、新仲町公民館の休館日は祝日を除く、毎週月曜日としていたものを、第三木曜日のみといたします。

イとして、新仲町図書館は午前10時開館としていたものを午前9時に早め、火曜日、水曜日については、午後7時に閉館していたものを午後8時とします。休館日はこれまでと同様に毎週金曜日及び第三木曜日といたします。

ウとして新仲町公民館・図書館全体の休館日を第三木曜日とし、施設等の保守点検等を行うこととします。施行期間は平成27年度末までとし、利用者数の実績により、その後の実施について判断いたします。

このように公民館と図書館の開館時間をできるだけあわせ、利用者の利便性の向上を図ります。なお、これにあわせまして図書館では、中央図書館、花小金井図書館、小川西町図書館についても開館時間の試行延長を行います。試行延長につきましては、午後7時のものを8時までということで、1時間繰り下げるといったものになります。

②職員業務の共通化、公民館と図書館の相互乗り入れ事業ということで、公民館及び図書館の窓口につきましては、公民館職員と図書館職員、こちらには嘱託職員も含まれますが、これらが共通の業務を行い、行事につきましても、相互乗り入れ事業として展開いたします。事業例につきましては、5ページ最後の行から6ページ上段にかけて記載のとおりです。

なお、仲町公民館及び仲町図書館の職員はプロジェクトチームを組み、既に合同で協議や事業展開を行っているところでございます。

次に、6ページ中段、（2）設備・機能でございます。

①ICT設備の導入につきましては、閉館時貸出ロッカーの設置、Wi-Fi機能の整備、商用データベース、ブック・ディテクション・システムの導入、自動貸出機の導入、デジタルサイネージの設置を予定しております。館内のどこでも資料の閲覧ができ、貸出ロッカーの設置により、いつでも予約資料の貸出ができる等、来館者の利便性の向上を図ります。

6ページ下段、②カフェラウンジの運用です。カフェラウンジにつきましては、障がい者団体のご協力により、サービスの提供が行えるよう現在協議を進めております。また、デジタルサイネージを設置し、小平市の地域資源や観光ルートなどの発信をしております。なお、カフェラウンジの営業につきましては、開館後3か月間は、図書館の開館時間・開館日に合わせ、そこでの実績を踏まえて、正式な営業時間、営業日を決定していくように協議を進めております。カフェラウンジは喫茶のほか、人々が集えるイベント等の企画も可能と考えております。

7ページ中段、学校図書館支援です。中央図書館で行っている学校図書館に関することや、学級文庫用の団体貸出業務を仲町図書館に移管いたします。また、児童コーナーには、データベー

スやティーンズコーナーを設置し、学校図書館支援や子どもの読書活動の推進について、より充実したサービスを展開いたします。

(3) 開館記念です。①開館記念式典、開館記念事業ですが、開館式典は平成27年3月13日、金曜日に開催し、平成27年3月14日、土曜日から利用開始といたします。なお、開館記念事業は、3月13日、金曜日に妹島和世氏講演会を午後6時からルネこだいら中ホールで開催いたします。開館記念事業は第2週以降に、原画展、コンサート、子どもまつりなどの事業の実施を予定しております。なお、「なかまちテラスLINKSプロジェクト」と連携したその他の事業につきましても検討をしているところです。

8ページをお開きください。

仲町公民館閉館イベントです。現在の仲町公民館は、平成27年3月8日に閉館の予定です。LINKSプロジェクト「なかまちテラスの未来づくりワークショップ」においても、様々なアイデアが出されておりますので、公民館利用者の皆様も含め、企画・実施をしてまいります。

次に、(4) 市民の参画につきましては、①なかまちテラスLINKSプロジェクトで、現在進行中の事業が、まずアとして、「なかまちテラスの未来づくりワークショップ」、イとして「この指とまれ！なかまちテラスで新しいサークルを作ろう」があります。

続きまして、9ページをご覧ください。

9ページ以降の周辺整備におきましては、関連事業として、関係あるものを記載しております。まず①小川用水親水整備、②道路整備、③駐車場の設置、続いて10ページになりますが、④デジタルサイネージの活用、⑤にじバス停留所の名称変更等があります。

また、(6) 産業活性化のための事業としましては、①観光モデルルートの設定、②商店街活性化でスタンプラリーの実施等の検討を行っております。

(7) 広報でございますが、市報、各種メディアへの発信といたしまして、なかまちテラスの周知のために、これまでも解体から建築に至る写真を市のホームページに掲載してきました。また、中央図書館では、写真の展示とあわせて模型の展示をしております。今後は市報になかまちテラスについての記事を定期的に掲載するとともに、開館記念特集号を3月5日に発行いたします。また、一般紙のほか、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど、各種メディアに対する情報発信を積極的に行っております。

12ページをお開きください。

妹島和世さんのコーナーの設置です。妹島和世さんのデザインによる建物であることを広報するため、また、建築物を目的に来館する方に向けてコーナーを開設いたします。

③にじバスラッピング、小平駅南口看板、こちらにつきましては、平成27年1月中の実施を目途に、武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科の学生と調整及び作業を行っているところです。

以上が、なかまちテラスの関連事業の説明でございますが、来年度予算に関わるものにつきましては、現時点では未定、または調整中のものもありますので、本資料には掲載しておりません。説明は以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

では、教育長報告事項（４）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

教育長報告事項（４）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、金50万円を、株式会社アイティープラス様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金3万円を、株式会社日立自動車教習所様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

今回報告いたしますのは、1件で、過去にも承認しているものでございます。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

では、教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（10月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（10月分）についてを報告いたします。

10月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

**○高橋教育部理事**

それでは、事故報告Ⅰ（10月分）について、ご報告いたします。



交通事故は管理下0件、管理外は中学校で1件ありました。中段をご覧ください。

一般事故は全て管理下で小学校3件、中学校で2件、合計5件になります。

項目別状況ですが、小学校では登下校時に1件、休み時間・放課後等に2件で合計3件になります。中学校では休み時間・放課後等で1件、クラブ・部活動中に1件の合計2件になります。

今月の一般事故は、小・中学校、あわせて5件でございます。

昨年の10月の一般事故は小学校で8件、中学校で4件、合計12件ありました。前年の同月比につきましては、先月から引き続き今月も半分以上となっております。

それでは、交通事故①及び小学校の休み時間・放課後等の事故の③、中学校の休み時間・放課後等の事故の④について、詳細をご報告いたします。

まず、交通事故の①でございます。10月19日、日曜日の午後1時20分ごろ、中学校1年生の生徒が道路を走行し、交差点を通過する際、左側から自動車が進入してきたことに気がつきましたが、乗りなれない兄の自転車に乗っていたこと、さらにブレーキの効きがよくなかったことから、止まり切れず、自動車の前方右側のライト付近にぶつかりました。当該生徒はその衝撃で飛ばされ、うつぶせの形で地面に倒れたものでございます。その結果、額と上唇を裂傷し、全身を打撲いたしました。昭和病院に搬送され、診断の結果、頭部外傷、脳震盪、顔面の打ち身と診断されました。学校には翌日の月曜日の朝、保護者から担任に連絡があり、担任がすぐに管理職に報告をいたしました。その後、教育委員会に連絡があったものでございます。管理職はすぐに生活指導主任に指示をし、全校生徒に対し、交通事故の注意及び自転車の点検整備についての安全指導を10月24日金曜までに全学級で実施するようにいたしました。

次に、小学校の休み時間・放課後等の事故③についてです。10月16日、木曜日の午後1時20分ごろ、昼休みに校庭でサッカーをして遊んでいた後、昇降口に向かう際、当該児童はのどの違和感と体のかゆみを感じ、自ら保健室に行きました。養護教諭から管理職に連絡があり、管理職が直接状況を確認いたしました。同時に当該児童はエピペンを所持しているもので、担任は保健室にエピペンを持参いたしました。養護教諭が呼吸等を確認いたしました。特別な状況は確認できなかったものの、発疹が広がってきたので、エピペンを使用いたしました。あわせて保護者にも連絡を入れ、救急車を要請し昭和病院に搬送いたしました。学校から指導課にも第一報が入っております。午後2時20分ごろに昭和病院から状態が落ちついているので大丈夫だと連絡が入りました。夕方5時45分に保護者が来校、保護者の話から、午後4時に保護者とともに児童が帰宅したことがわかりました。当該児童は魚介類などの除去対応をしておりますが、当日の給食にはこれらは含まれていませんでした。医師の診断では、パンなどが考えられること、今後食事後の運動を少し控えるように指示があったことなどが、保護者からの話でわかりました。当日は朝食でパンを食べ、さらに給食でもナンが出されて食べていたので、当分の間、給食でパンが出される日は家庭からおにぎりを持参するなどの対応を確認いたしました。今後も主治医の診断を受け、学校と保護者とで対応について話し合うことになってございます。

最後に中学校の休み時間・放課後等の事故でございます。10月27日、月曜日の午後2時20分ごろ、廊下にいた生徒が他の学級の様子をのぞこうと、天窓を開けました。それに気がつい

た教室にいた生徒がしめるように話したところ、廊下にいた生徒が舌打ちをしました。そのことに腹を立てた教室にいた生徒が廊下に出て、廊下で窓を開けた生徒に詰め寄りました。教室から出てきた生徒が繰り返して窓をしめるように詰め寄ったところ、廊下にいた生徒が両手で相手を押返し、詰め寄った生徒も相手の肩を押さえる形になりました。その後、もみ合いになり、手で相手を押した生徒が腹部を両手の拳で強く押して離れました。その後、相手の腹部を押した生徒は手に違和感を感じたので、自ら保健室に行ったところ、手首が腫れてきましたので、管理職に相談の上、保護者と連絡をとり、保護者は病院に連れていくことが可能だということで、保健室で応急手当をした後に保護者とともに当該生徒は病院で診察を受けました。診断の結果、左手首の骨折だということがわかりました。特に強く手を打ちつけるなどの状況がないので、けがについての経緯を保護者はわかりにくそうにしておりましたので、生徒本人同士及び学年の教員が立ち会いのもと、保護者に改めて状況の説明をいたしました。学校では休み時間の過ごし方も含め、生徒への指導を行うところでございます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

#### ○山田委員長職務代理者

教育長報告事項（3）なかまちテラスについて、2点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

まず1つ目の質問ですが、資料No.3の9ページ、駐車場の設置という③の部分です。こちらで、なかまちテラス内に9台、そのほかに土地の借上げによる5台収容可能な駐車場の設置とありますが、その駐車場がどのような場所に位置するのかの確認の質問が1点。

2つ目の質問ですが、10ページの（6）産業活性化の一番下、期待される効果の中に周辺の商店などへの経済効果が期待されるという文言がございますが、ここでいう周辺とは、このなかまちテラスを中心にどのあたりまでをイメージしているのでしょうかという、以上2点について質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### ○湯沢中央図書館長

まず、駐車場の場所でございますが、青梅街道からなかまちテラスの横へ入る道があるのですが、その道の向かい側のところに用地を借りまして、そちらに設置いたします。

続きまして、この周辺の商店ということでございますが、青梅街道一帯は東栄会という商店会がありまして、これは青梅街道駅からあかしあ通りまで続く商店会でございます。それと、我々としましては、小平駅からいらっしゃる方もいますので、その2つの駅を結ぶところで、活性化ができればと考えているところでございます。

### ○山田委員長職務代理者

ご回答ありがとうございます。管轄外ではあるかもしれませんが、にじバスの1日フリーパスみたいなものがあったら、なかまちテラスも含め、あちらこちらでいろいろ観光といいますか、そんなものも出来て良いと思っております。長期にわたる事業となりますけれども、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

### ○湯沢中央図書館長

市役所内部の関連課を集めた連携会議を設けておりますので、そういう場でまた検討させていただければと思います。

### ○森井委員長

なかまちテラスに関してほかにございますか。

### ○高槻委員

4ページの全体像で生涯学習振興と地域活性化の2つが大きい柱としてあるということです。改めて見ますと、Ⅱの観光まちづくりへの寄与ということが、狭い意味での観光ととると、少し違うのかなという感じがします。市全体として、このなかまちテラスと観光との関係をどのくらいイメージし、活動としても手がけるつもりであるのか、詳しく聞かせていただけますか。

### ○湯沢中央図書館長

冒頭で記述してありますように、設計者の方がプリツカー賞を授賞された妹島氏であり、この方の建築物は東京都ではなかまちテラスだけということもあるので、そういう意味では話題性があります。やはり有名な方なので11月に行った講演会は、90名ほどの参加者がいらしたのですが、30分ほどで電話予約がいっぱいになってしまいました。ですから、本来の図書館・公民館利用者に加えまして、そういった建物を見にいらっしゃる方もいるということで、生涯学習以外にも使っていくということを検討しているところでございます。

### ○高槻委員

もちろん著名な建築家による建物を、文化的なものとして見たいという人が訪問されるというのはわかるのですが、いわゆる名所に行って、土産物を買ってという感じの観光とは、相当異質であろうと思います。私は、文化活動というのは、そういうものからむしろ独立のものであるというくらいのイメージがあると考えます。その点でこの施設を観光に使うということにはやはり違和感はぬぐえません。

例えば小平市全体で、この町の活性化にあたって、観光を重視するという発想があって、その1つとしてこれも位置づけるというようなことの説明があればまだ理解できるのですが、それな

しに聞くと唐突感もあります。

### ○湯沢中央図書館長

2 ページの②地域の活性化ということでご説明しておりますが、2 ページの最後の段のところで、「『なかまちテラス』が、その建築デザインによる集客性も利しながら、市民共有の有効な資源として」ということで、ここでまちづくり観光振興プランで期待される効果として、「人が育ち、ネットワークが広がる効果」、「地域経済に波及する効果」、「シティセールスの効果」というものについても、機能するのではないかとということで位置づけをしているというところになります。

### ○有川教育部長

「観光まちづくり振興プラン」というのが昨年度、市として策定されたわけですが、その中で、小平市が位置づける観光というものについては、いわゆる一般的な観光というよりも、キャッチフレーズとして、プチ田舎というのを小平で目指していくという概念がございます。ですので、小平には大きな集客施設であるとか、委員がおっしゃるような観光名所とか、こういうものがあるわけではないという中で、既存の資源をどれだけ発掘して、小平市のものとして、地域活性化に生かしていくのかというような視点が小平にとっては重要だということが、このプランの中で言われているというふうに思っております。

そういった観点から、このなかまちテラスにつきましても、観光まちづくり振興プランの中で1つの例示としまして、文化施設として観光資源になり得るものだというような記載もあるところがございます。この中には取組としまして10ページ11ページあたりに記述がございますが、まだはっきりとこういう施策をとって、こういう観光に結びつけていくという、明確なところはたくさんあるわけではございませんが、その一部として、こういう取組が始まっているということでございます。

以上です。

### ○高槻委員

プロジェクトとして、広報活動を含めて、活動を始めていくという以上、明確なビジョンがなければ、発信もできない。そのときに、文化的なものと観光とは、必ずしも一致しない場合もあるので、その辺を曖昧な形で始めると、望まないような形になる危険もあると思います。したがって、小平市の観光についての考えを十分に議論した上で、なかまちテラスの活動も位置づけていくことが、準備として必要だと思います。

### ○森井委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

### ○三町委員

なかまちテラス、実質的には公民館と図書館の機能が一体になったものがメインだと思うので、とりわけ3事業の概要の(1)施設運営のところ①開館時間拡大の試行という言葉で表現されておりますが、試行というのが少しひっかかるものですから、確認させていただきたいと思えます。

試行というのは試して行って、将来的に基本的にはその方向でいくというのが前提だとは思いますが、やはり新しい施設として、図書館と公民館の機能を持っていて、ただそれだけでなく、町のコミュニティの中心になるということであると、ほかの図書館や公民館と違っていいという思いもあるところです。

しかし、それで読むと、試行は27年度末までとして、利用者数の実績により、その後実施するか判断するようになっており、戻るような雰囲気も読み取れたりもしますので、実際に、どんな方向で施設運営を考えていった上で試行というのが出ているのかというところを確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

### ○湯沢中央図書館長

委員のおっしゃるとおり、複合施設ということでもありますので、開館時間等をなるべくあわせるということから、この試行をさせていただくところでございます。ただ、やはりどうしても費用対効果の面もありますので、実際に行った結果と、アンケート等を実施し、そこでの意見を踏まえた上で判断をするということで、今は考えているところでございます。

### ○三町委員

本格実施というのは、つまりやった後で、今後のこの施設のあり方として、利用状況、つまり働きかけも含めて、それに対しての評価をした上で、どんな形に持っていかというのを改めて考えるということによろしいですか。

### ○湯沢中央図書館長

そういう形の意見なり数字なりを踏まえた上で判断したいと考えております。

### ○三町委員

せっかくの施設なので、地域にとってできるだけ使えるような形であってほしいという願いがあるものですから、あえて聞いてみました。可能ならばぜひその方向で、働きかけをしながら利用者が増えるようなことでやっていただけたらと思います。

以上です。

### ○森井委員長

ありがとうございます。

私からも開館時間拡大の試行のところについてですが、同じ建物の中で公民館と図書館の開館時間や休館日が違うということで、利用される方が混乱しないような工夫を考えておられますでしょうか。

#### ○湯沢中央図書館長

それにつきましては、広くPRと、また図書館でも今後各館によって少し閉館時間が変わってきますので、混乱がないような形での周知について考えていきたいと思えます。

#### ○森井委員長

それと、もう一点よろしいでしょうか。図書館とカフェラウンジでデジタルサイネージが設置されますということで、カフェラウンジのほうは産業振興課が主となって、小平市の地域資源や観光ルートなどを発信するという明確な運用の形が示されておりますが、図書館ではどのような使い方をされる予定でしょうか。

#### ○湯沢中央図書館長

例えば市役所の1階に今日の行事を表示したデジタルサイネージが設置されておりますが、公民館及び図書館におきましても同じような形の行事のご案内やこれからの予定など、そういった周知広報ということで、今までチラシなどで色々ご案内しておりましたが、お知らせすること考えています。

#### ○森井委員長

わかりました。では、なかまちテラスについてはよろしいですか。

そのほかについて、ご質問がありましたらお願いいたします。

#### ○三町委員

インフルエンザに関することで状況を教えていただけたらと思います。34人中12人が欠席ということですが、全都的には、このインフルエンザの広がり状況はどうなのでしょう。

また、何とか型だとか色々ありますが、特に今年の傾向があるのかどうかの情報があつたら、教えていただけたらと思います。それがまず1点目です。

それから、2日間で、この十二小学校の場合は34人の学級のうち12人が欠席していて、実質2日間が学級閉鎖で、その後は普通に授業が行われているということですが、これくらいの日数で収まるのかと思ったものですから、その後の状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

#### ○坂本学務課長

1点目の全都的なものでございますが、11月16日までの数字でお答えします。区部では、

6区、11校、17学級の閉鎖が確認できております。それから市部では、5市、6校、9学級でございます。

それから、特徴や傾向でございますが、厚生労働省がこの冬、2014年から2015年にかけてということでホームページに載せておりますが、インフルエンザの方はA（H1N1）亜型、A（H3N2）亜型、これはいわゆる香港型ということです。それから、B型の3つがあるということが書かれています。今年はどうかという、いずれも流行の可能性があると出ております。今の段階では何とも申し上げられませんが、例年の状況を見てみますと、大体2月あたりが一番多くなってきますので、今後の状況を見てまいりたいと思います。

それと、東京都の中では、これは11月2日くらいまでの状況でございますが、定点医療機関からの検査結果が出まして、AH3型が5検体出ているということでございます。全国的には3県からB型も出ているという報告もございます。

それから、2点目でございます。小平第十二小学校の学級閉鎖後の状況でございますが、何人というのは私のほうではつかんでございませませんが、その学校に行く機会がありまして、校長先生に伺ったところ、それほどひどくはなっていないということでございました。

以上でございます。

#### ○三町委員

ありがとうございました。

#### ○森井委員長

そのほか、何かございますか。

#### ○山田委員長職務代理者

教育長報告事項（6）事故報告I（10月分）につきまして、ご説明いただいていたところの確認、質問をさせていただきたいと思っております。

小学校の登下校時の①の溝のふたの上で転倒し、前歯を打ったということですが、私のイメージでは滑ると後頭部から落ちるようなイメージがあるのですが、どのような状態で滑って前歯を地面に打ったのか説明をいただけたらと思っております。

#### ○高橋教育部理事

この事故でございますが、下校時に昇降口を出て、校門に向かう途中で友達同士で追いかけていたそうです。一人のお子さんが側溝の鉄製のふたで滑って転んで、その際に前歯の左の一番目の歯をふたで強打して、歯が抜けたと報告が上がってきています。仰向けに転倒したのではなくて、足が後ろに持っていかれるような形で転倒して顔を打ったということでございます。報告を受けてすぐに養護教諭が保存液に歯を入れまして、それで歯科医院に持って行きました。たまたまきれいに抜けていたので、抜けた歯を差せば、自然と接着するという説明で、その方向

で治療を進めると報告がありました。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。よろしいですか。

先ほどご説明のあった中学校の管理外の交通事故ですが、交差点を通過しようとしたところというご説明でしたが、その交差点には横断歩道や信号がなかったのでしょうか。

**○高橋教育部理事**

学校から提出された図面によりますと、事故発生場所は丁字路になっております。その丁字路に差しかかってきたところで、左側から出てきた自動車の右側前方にぶつかったということで、特にそういうものがない丁字路ということでございます。

**○森井委員長**

その場所では車が一時停止するという事もなくったのでしょうか。

**○高橋教育部理事**

細かく停止の状況について書かれてはいないのですが、結果的に右側のヘッドライトのところに当たっていますので、車のほうが少し先に出ており、自転車はブレーキが利かなかったので止まらず、自動車に当たっております。

**○森井委員長**

では、ブレーキの整備がちゃんとされていなくて、そこに当たって行ってしまったということで、中学校の生徒の不注意というか、整備不足が原因というわけですね。

**○高橋教育部理事**

整備不足であることから、学校において生徒全体に対して、自転車の整備をきちんとするように指導したということでございます。

**○森井委員長**

自転車については乗り方も含め、利用するときの点検等についても、今後も継続してご指導いただきたいと思います。

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー



**○森井委員長**

では、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

**○森井委員長**

次に、議案の審議を行います。

議案第42号、平成26年度教育予算の補正の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第42号、平成26年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会12月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、小学校費で1,736万5,000円の増、中学校費で848万円の増、保健体育費で150万円の増、合計して教育費で2,734万5,000円を増額いたします。

歳出の増額理由でございますが、小学校費では、小平第四小学校給食室トイレ改修、小平第十小学校普通教室転用等改修、上宿小学校給食室レンジフード改修、及び光熱水費の増に伴う需用費の増、並びに小平第十小学校及び上宿小学校普通教室転用等に伴う備品購入費の増、中学校費におきましては施設修繕の増、及び光熱水費の増に伴う需用費の増、保健体育費では、燃料費の増に伴う需用費の増によるものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、指定管理者に市民総合体育館の管理運営を行わせるため、その指定期間であります平成27年度から平成31年度までの間、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、歳入につきましては補正はございません。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

**○山田委員長職務代理者**

質問させていただきたいと思っております。

小学校、中学校、そして給食運営事業、この3点で需用費の増ということでございますが、こちらは水道光熱費などの基本料金のベースアップなのでしょうか。

また、給食の燃料費というのは何の燃料なのか、またその増ということで、その辺の背景も確

認させていただきたいと思います。

#### ○小松学務課長補佐

私のほうから光熱水費のことについて申し上げます。

単価ベースで言いますと、前年度とほぼ同等の金額となっております、今回の増の原因としては、使用している量が原因となっております。

以上でございます。

#### ○板谷給食センター所長

中学校給食運営事業の燃料費についてご説明申し上げます。中学校給食センターでは、煮炊きの釜や食器洗浄、食器消毒保管の熱源について蒸気ボイラーを使っておりまして、ボイラーの燃料として灯油を使っております。このところ灯油の値上がりで、当初予算につきましては、前年度の灯油の金額を参考にして72.1円で見積もっておりましたが、このところの4月から9月までの平均単価が83.35円ということで、10円以上値上がりをしております。年間平均で11万5,000リッターほどを使うものですので、単価が10円上がっただけで100万単位の金額になるという状況でございます。

以上でございます。

#### ○山田委員長職務代理者

ご回答ありがとうございました。そうしますと、小学校、中学校の光熱水費使用量ということでございますが、金額がおおむね昨年と同じということであれば、予算の見積もりの段階で、今後、横ばいに提出をされたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第42号、平成26年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第43号小平市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第43号、小平市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、教育委員会10月定例会にて議決をいただきました平成27年度小平市教育委員会の組織等の改正に伴い、教育委員会が所管する事務を、市長部局に移管するための条例の制定について、市議会12月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

制定する条例の内容でございますが、教育委員会で所管しておりました、文化財の保護に関することを除く文化に関すること、及び学校における体育に関することを除くスポーツに関することについて、市民のニーズや地域の実情に応じながら、他の地域振興施策と合わせて一元的に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長部局に移管するものでございます。

また、この事務の移管に伴い改正が必要となります、小平市立公園条例、小平市民総合体育館条例、小平市立体育施設条例、小平ふるさと村条例、及び小平市平櫛田中彫刻美術館条例につきましては、附則により整理いたします。

施行期日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございます。

では、質疑に移ります。ご質問はございますか。

－なしの声あり－

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

### ○森井委員長

それでは、討論を終結いたします。

ここで、採決を行う前に、本件に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されております。

議会における教育委員会の意見につきましては、お手元の資料でございますように「文化財の保護に関するものを除く文化に関すること、及び学校における体育に関するものを除くスポーツに関することにつきましては、より一体的な組織体制のもと、地域振興等との連携により総合的に展開することが重要であることから、市長が所管することが適当であると考えます」といたしたいと存じます。

また、議会での発言につきましては、教育長にお願いしたいと存じます。

それでは、教育委員会の意見を含めまして、議案第43号、小平市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

### ○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第44号、小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

### ○関口教育長

議案第44号、小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、いじめ防止対策推進法及び小平市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の取組を総合的・効果的に推進するため、必要な組織を設置するための条例の制定について、市議会12月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

制定する条例の内容でございますが、法第14条第1項の規定に基づき、関係機関等との連携を図るため、小平市いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。

また、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置いたします。この組織は、法第28条第1項の規定に基づき、重大事態発生時に調査を行う組織ともなるものでございます。

最後に、法第30条第2項の規定に基づき、重大事態等の発生時に市長が再調査を行うため、市長の附属機関として、小平市いじめ問題調査委員会を設置いたします。

施行期日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

詳細につきましては、小林教育部参事から説明させます。

## ○小林教育部参事

本条例の詳細について、ご説明いたします。条例案の目次をご覧ください。

小平市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、第2章の第2条から第10条、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会につきましては、第3章の第11条から第17条、小平市いじめ問題調査委員会につきましては、第4章の第18条から第21条に定めております。

1点目、小平市いじめ問題対策連絡協議会でございますが、第3条にありますように、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体の連絡調整を図るものでございます。協議会は第4条に掲げる者で、11人以内をもって構成し、任期は第5条のとおり2年でございます。なお、本協議会は、各関係機関の連携の推進を目的とするため、第8条のとおり、公開はせず、教育部指導課が事務局として、庶務を行うものでございます。

2点目、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会でございますが、第12条にありますように、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について、審議、答申し、また意見を述べるとともに、重大事態の発生時には調査を行い、調査結果を教育委員会に報告するものでございます。本委員会は第13条に掲げる者で、8人以内をもって構成し、第17条の準用規定に基づき、任期は2年でございます。

また小平市のいじめ防止等の実効的な対策について審議を行い、かつ重大事態発生時に調査を行う組織でもあるため、第8条のとおり、公開はせず、教育部指導課が事務局として庶務を行うものでございます。

3点目、小平市いじめ問題調査委員会でございますが、第18条にありますように、市長が重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のため、必要と認める場合に市長の附属機関として設置し、第19条のとおり重大事態の調査結果について、審議し、答申を行うものでございます。調査委員会は、第20条に掲げる者で、7人以内をもって、必要の都度、市長が委嘱し、当該諮問に係る審議の終了をもって、解任いたします。なお、本委員会は個人情報を含むため、第21条の準用規定のとおり、第8条により公開はせず、市長部局が事務局として庶務を行うものでございます。

今後についてでございますが、12月議会での議決を経た後、各組織の委員について具体的な人選を行い、平成27年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

## ○森井委員長

ありがとうございました。

では、質疑に移ります。ご質問ございますか。

では、小平市いじめ問題対策連絡協議会の委員について、第4条の（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、具体的にはどのような方を対象にしているのでしょうか。

#### ○小林教育部参事

小学校、中学校のPTAに関わる方、それから民生委員・児童委員に関わる方を想定しております。

#### ○森井委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかの方は何となくイメージできるのですが、これについてはどういう方を対象にするのかわかりにくかったものでご質問させていただきました。ありがとうございました。

他にございませんか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第44号、小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第45号、小平市民総合体育館の指定管理者の指定の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

議案第45号、小平市民総合体育館の指定管理者の指定の申出についてを説明いたします。

本案は、小平市民総合体育館の管理を行う指定管理者を指定するに当たり、市議会12月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

指定管理者でございますが、一般社団法人小平市体育協会を代表事業者として、東京フットボールクラブ株式会社との共同で事業を運営する、小平市民総合体育館共同事業体とするもので、指定の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

なお、候補者選定の特例規定に基づく当該団体の選定に当たりましては、小平市民総合体育館指定管理者審査委員会を設置し、書類審査、及び面接審査を実施いたしました。

その結果、小平市民総合体育館共同事業体は、小平市民総合体育館の管理運営を行う事業者として、ふさわしいとしたため、指定管理者として選定したものでございます。

詳細につきましては、小島体育課長から説明させます。

## ○小島体育課長

それでは詳細につきまして、説明させていただきます。小平市民総合体育館の指定管理者の指定についてをご覧ください。

1として、施設の名称は、小平市民総合体育館。

2として、指定管理者の名称は、小平市民総合体育館共同事業体でございます。

3として、指定の期間は、平成27年度から5年間としております。

裏面をご覧ください。

1として、選定の方法でございますが、公募ではなく特例選定といたしました。

2として、指定管理者の概要でございますが、代表事業者は、一般社団法人小平市体育協会、代表理事は加藤順子氏。事業面での共同事業者が、東京フットボールクラブ株式会社で、代表取締役社長が阿久根謙司氏でございます。また、事業者の住所、設立年月日、事業実績は記載のとおりでございます。

2枚目をご覧ください。

3として、特例選定の理由でございますが、「小平市のスポーツ振興の基本方針」に掲げております「地域に根差したスポーツ活動団体の活用」に基づき、市内の資源を最大限に活用した新たな手法で市民サービスの向上を図るため、50年以上にわたり、市のスポーツ振興の中核的存在として大きな役割を果たしている一般社団法人小平市体育協会と、地域活動や市のスポーツ事業に参画し、民間力を生かした幅広い事業を実施している東京フットボールクラブ株式会社が共同することにより、市民サービスの拡充が図られ、施設の設置目的に沿ったスポーツ振興施策が展開できることから、特例選定といたしました。

4として、審査の内容は、審査基準、審査委員会の構成等、指定管理者制度の標準的手続に準拠した内容としております。審査は弁護士、公認会計士、そして有識者を含む外部委員を中心にを行いました。

裏面をご覧ください。

5の審査結果でございますが、9月26日開催の小平市民総合体育館指定管理者審査委員会に

において、審査が行われ、審査委員1人の得点が120点満点、5人の合計得点が600点満点のところ、495点でございました。審査委員会で指定管理者の候補者として、選定しない基準は、2人以上の委員の得点が満点の2分の1未満の場合となっておりますが、その基準はクリアしております。

評価の基準は大変よいが満点、よいが満点の75%、普通が50%、不十分が25%、全く不十分が0%としてございます。

審査項目は大項目、中項目、小項目を設定し、配点、合計点は表のとおりでございます。評価点において、大項目(4)の①、人的能力が50点満点中、35点と、普通とよいの間点でございましたが、指定管理者としては決定され次第、職員体制を整えることができるとのことでございました。

そのほかは全てよい以上であり、指定管理者の候補者として、ふさわしいものと評価をいただきました。審査委員会の結果を踏まえまして、12月市議会定例会において、指定管理者の指定の議案を上程する予定でございます。

説明は以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

では、質疑に移ります。ご質問ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号、小平市民総合体育館の指定管理者の指定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第46号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、関口教育長



から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第46号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、本年10月31日に竣工いたしました新仲町公民館につきまして、住所が移転することから、小平市立公民館条例を改正するものでございます。改正の内容は、別表第1の小平市立仲町公民館の位置を、小平市仲町521番地から小平市仲町145番地へと変更するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年3月13日を予定いたしております。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございます。

質問ございませんか。

ーなしの声ありー

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○森井委員長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。3時35分まで休憩いたします。

午後3時17分 休憩